

検討委員会からのお知らせ

- ・(同一患者、同一初診中)「Ce」病名にて、エナメル質初期う蝕の管理を開始した場合、F局(130点)とエナメル質初期う蝕管理加算(+260点)が混在しないようにご留意願います。
か強診の届出をしている医療機関はエナメル質初期う蝕管理加算(+260点)での算定をお願いします。
F局(130点)を算定している医療機関で、か強診の届出を完了すれば翌月からエナメル質初期う蝕管理加算(+260点)の算定が可能となります。
- ・開口訓練(170点)の算定には「開口障害」または「筋筋膜炎」、「顎関節強直症」病名が必要です。「顎関節症」病名のみでは不可ですので、ご留意下さい。
開口訓練(170点)の算定には顎関節授動術(徒手の授動術440点)等を行っている事が必要です。
※ 徒手の授動術以外では顎骨骨折に対する観血的手術あるいは悪性腫瘍に対する放射線治療を行っている事が必要です。
- ・ブリッジの試適(5歯以下40点、6歯以上80点)は前歯部に係る製作にあたり算定可能です。
④⑤⑥⑦等、臼歯部のみに対するブリッジには算定できませんのでご注意下さい。
- ・コア印象時やCR支台築造時の浸麻算定時に「縁下C」、「歯肉息肉」等の病名記載または摘要欄記載のないレセプトが散見されます。忘れず記載をお願いします。
- ・抜歯病名のみで抜歯と同日の歯清70点の算定は認められません。
当該歯以外の病名を忘れず記載して下さい。